

平成28年第2回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成28年6月7日

閉 会 平成28年6月9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（6月9日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
議 会 事 務 局 書 記	坂 本 ゆ かり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番 森 弘 美 君

4番 柿 崎 裕 二 君

議事日程（第3号）

第 1 議案第39号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案

第 2 議案第40号 平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
案

第 3 議案第41号 平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
案

第 4 議案第42号 平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案

第 5 議案第43号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

議事日程（第4号）

追加日程第 1 発議案第1号 よもぎたアシスト株式会社の調査に関する決議案

午前9時45分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第39号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案

○議長（藤田修一君） 日程第1、議案第39号平成28年度蓬田村一般会計補正予算案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第39号、平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）。

平成28年度蓬田村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,514万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,955万6,000円とする。

総務課関係であります。歳入であります。6ページをお開きいただきます。

14款県支出金1 総務費の県補助金であります。青森県地域の元気支援事業費補助金、観光関係であります。263万2,000円を計上しております。

次に、19款諸収入、雑収入のところではありますが、町村の魅力発信事業助成金199万9,000円、これは当初1,000円計上してございますので、トータルで200万円ということになります。その下、コミュニティ助成事業一般コミュニティ助成金、減額の160万2,000円、その下、東津軽郡町村会地域活性化支援事業費といたしまして50万円を計上してございます。

次に、歳出であります。8ページをお開きいただきます。

2款総務費26寄附金、熊本地震災害見舞金といたしまして、15万円を計上してございます。その下、企画費需用費ではありますが、6 修繕料玉松太鼓修繕料50万3,000円を計上してございます。その下、19負担金補助及び交付金玉松太鼓保存会補助金160万2,000円減額してございます。これについては、補助申請をいたしましたが、補助金が採択されなかったため削減をいたしました。そのかわりといっはなんでございますが、6の修繕料、玉松太鼓修繕料といたしまして皮等の張りかえの部分だけを村で実施するというようなことで計上してございます。

次に、9ページをお開きいただきます。

総務費選挙管理委員会費 9 の旅費であります。選挙管理委員の研修旅費の一部といたしまして、普通旅費 8 万9,000円を計上してございます。

次に、16ページをお開きいただきます。

9 款消防費非常備消防費といたしまして、県消防操法大会出動手当といたしまして32万円を計上してございます。これについては、本年度第1分団が県大会に出場するというようなことで計上してございます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

歳入 6 ページをお願いします。

上段、13款 2 項 1 目 3 節児童福祉費補助金子ども・子育て支援交付金27万円を計上しております。同じく、その下であります。2 目 2 節未熟児養育医療費給付事業費補助金150万円を計上しております。

次に、中段ですが、14款 2 項 2 目 3 節児童福祉費補助金であります。地域子ども・子育て支援事業費補助金27万円を計上しております。同じく、その下ですが、3 目 1 節母子保健費補助金未熟児養育医療費給付事業費補助金として75万円を計上しております。

次に、歳出ですが、11ページをお願いします。

中段、3 款 2 項 2 目 19 節学童保育事業費補助金として81万円を計上しております。学童保育は通常放課後児童クラブというんですけれども、この学童保育の利用料が子育て世帯の重荷になっているということから、蓬田村総合戦略の子育て家庭に優しい子育て支援の施策として学童保育事業費補助金を計上したものであります。

次に、その下のほうであります。4 款 1 項 4 目 20 節扶助費であります。未熟児養育医療費300万円を計上しております。早産で双子の未熟児が生まれまして、医療費の扶助が必要となり、計上したものであります。その下であります。6 目 11 節修繕料であります。これは蓬田診療所修繕料50万円を計上しております。修繕が必要になったとき、速やかに対処できるように計上したものであります。次に、その下であります。7 目 13 節委託料で、がん検診委託料であります。43万5,000円を増額しております。これは当初予算で40歳以上の方の無料がん検診分を計上しておりましたが、健康づくりの施策として20歳以上の方から無料でがん検診を受診できるように増額計上したものであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 産業振興課関係の主な予算について説明させていただきます。13ページをお開きください。

歳出です。6款1項9目新規就農総合支援及び農地集積対策費19節認定新規就農者等定住支援事業補助金16万円を計上しております。これは認定新規就農者などの村への定住支援をするための村営住宅を除き村内に借家を借りて居住する場合に2万円を上限として家賃の2分の1を最長2年間補助するためのものであります。8月から1組を予定しており、8カ月分の16万円を計上したものであります。次に、6款3項1目水産業費11節堆肥化処理施設修繕料20万円を計上しております。これは、4月17日の暴風による処理施設内の電線、電柱の破損、修繕のためのものであります。

次に、7款1項3目観光費で、次のページ14ページをお開きください。11節海水浴場施設等修繕料として67万3,000円を計上しております。内訳として、海水浴場あずまや屋根修理、トイレ雨漏り修理、トイレ洗面所修理など合わせて67万3,000円を計上しております。その下、蓬田物産館マルシェ修繕料として天井の照明灯の取りかえ、修理代30万4,000円を計上しております。次に、13節海水浴場トイレ損傷状況等調査業務委託料45万4,000円を計上しております。これは昨年12月議会において、トイレ改修工事を行うため予算計上し調査しましたものの追加であります。昨年調査した時点で1階部分4カ所、天井、内部3カ所を調査し、3月に報告を受けたところ、外壁及び下地、土台、間柱など、腐食が予想以上に進んでおり、改修工事の概算設計するためには、2階軒下部分など追加調査が必要となったため、計上したものであります。

続きまして、13ページに戻っていただきまして、7款商工費の7款1項3目観光費7節魅力のふるさと誘客促進事業賃金30万円から次の14ページの18節魅力のふるさと誘客促進事業備品購入費11万7,000円まで合計370万1,000円については、県の補助金、青森県地域の元気支援事業費補助金を事業総額の3分の2に充当し、村内の観光ツアーの企画、観光案内版の整備、観光PRポスターの作成、各種イベントへのPRなどのための諸経費などを計上しております。以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） それでは、建設課関係の主なものについてご説明いたします。

歳出、15ページをお開きください。

8・2・1道路維持費村道4-3-24号線道路工事に係る予算を計上しております。

場所は、郷沢、商工会南側になります。平成27年度に概略設計を行っており、今年度中に工事を完成させるための予算になります。13委託料、測量設計業務委託料400万円、15道路工事費1,000万円、17用地購入費850万円をそれぞれ計上しております。次に、8・2・2除排雪費22補償補填及び賠償金、除排雪構造物破損補償費159万1,000円、既に12件でこの金額を執行済みのため、補正計上するものであります。次に、8・3・1河川総務費15工事請負費、河川維持管理工事費104万8,000円、場所は阿弥陀川になります。積みブロック裏が洗掘されたため、維持補修する工事費となります。次、8・4・1住宅管理費2の給料から次のページ、19負担金補助及び交付金までは人件費をそれぞれ減額するため補正するものであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 15ページお聞きください。

8款2目17節です。今、課長から村道整備についてのご説明ございましたが、用地購入費で850万円載っております。この坪数と単価をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） あくまでもこれは、詳細設計をすれば正確な数字が出ますが、今、概算で計上しております、212坪の坪4万円ということで850万円の内容になっております。以上であります。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 13ページお聞きください。

6款11節です。課長の説明の中では、4月17日、暴風による破損ということですがけれども、堆肥加工の施設は1カ所じゃございませんので、どこの施設なのか、その辺をしゃべっておりませんでしたので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 破損した箇所につきましては、堆肥化処理施設の門扉がありますけれども、残渣堆肥化処理施設ですけれども……、済みません。郷沢のホタテ残渣堆肥化処理施設であります。失礼しました。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 8ページの玉松太鼓の保存会の補助金減額というふうになっておりますけれども、保存会は何名くらいいて、この補助金を申請したのは何のために使ったのか。そして、審査委員会ではどのような理由で拒否されたのか、答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 玉松太鼓の関係については、団体は私のところではありませんので、何人ぐらいというのは私、わかりませんが、もともと県のほうの採択でコミュニティの部分でならなかったということでなっています。ならなかった部分が約160万円ほどなんですが、この中で、今年度どうしても急ぎでやらないといけない部分が約50万円ほど、今回修繕費で計上していますけれども、皮の張りかえ、これがなされないと、夏までのイベントでちょっと支障を来すというようなことで、上の50万3,000円については、村が事業主体で皮の張りかえを責任を持ってやりますよということにしてやるということで、この50万3,000円のうち50万円については、東郡の町村会の活性化支援事業費から50万円補助が出ますので、それを100%振り向けてやるということで進めるというふうなことです。従来ですと、太鼓の保存会のほうに補助金としてやるわけですが、今回皮の部分だけということになりますので、村が責任を持って張りかえをやるということにいたしました。以上であります。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 先ほどの説明で補助金審査委員会で拒否されたという説明でなかったんですか。これは村の補助金審査会なんですか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 村の審査委員会ではなくて、県に申請しましたところ、この分が採択にならなかったと。コミュニティ事業で採択にならなかったということで、急ぎでやらなければならない部分があるので、この約50万3,000円については別な補助金を充てて、皮の張りかえだけは村のほうで急ぎでやりたいというようなことであります。決して、村の補助金審査委員会どうのこうのではありません。（「わかりました」の声あり）そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 11ページ、3款民生費の児童福祉費の中の19節の先ほどの説明がありましたけれども、学童保育の負担金補助金、共働き世帯にはそこそこ負担になっているので補助金を設けたいということですが、今まで、その学童保育1カ月当たりどのくらいの料金になっていて、この補助金によって、その負担金がどのくらいまで低減されたのか。また、学童の人数が今現在どのくらい学童保育に通っているのか、もう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 学童保育事業であります。現在、一番多い方で月5,000円取られております。その中で500円ぐらいがまずおやつ代として徴収されていまして、4,500円分をまず補助するという形になります。それで、人数ですが一番多いときで20人ほどです。それで、現在この81万円の内訳として、4,500円掛ける20人で、7月から3月までの9カ月分を見ております。これはあくまでも蓬田認定保育園のほうでやっている部分に関してのみでありまして、広域の保育園に関しては蓬田村では補助できないので、今回、蓬田の認定保育園のみということになります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、一番多い方で月5,000円ぐらいの支払いと。4,500円を補助できるようにしたいと。そうするとおやつ代が500円ということで、これ、今聞いて、理解するには、その500円分はおやつなのでその保護者からその分はいただくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 議員おっしゃるとおりであります。保護者の負担分がおやつ代の500円のみということになります。

○議長（藤田修一君） 2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 同じく11ページお願いします。

4款7目13節のがん検診委託料、前は40歳以上というのが対象でしたが、このたびは20歳に対象年齢が引き下げられたということで、それは悪いことではございませんので、委託料の病院なんかもしわかっているようでしたら、お知らせできないでしょうか。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） このがん検診の委託料は、7月の中ほどに住民健診で行われる集団の健診の中での委託料でありまして、特に個人病院を指定しているわけではありません。それで、昨年、健康よもぎた21の策定をいたしまして、がんで亡くなっている方々がいっぱいおりますので、若いうちから健診を受けて、早期発見、早期治療という形をとりたいと思ひまして、今回計上いたしました。よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 13ページをお願いします。

6款1項9目19節の、先ほど説明いただきましたけれども認定新規就農者等定住支援

事業補助金、これが2万円を8月から8カ月分という説明でしたけれども、確認しますけれども、長科地区に来られる方でしょうか、お願いします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 現在予定されている方は東京より8月の下旬に移住し、9月から村内で青年就農給付金の準備型の給付を受けながらトマト栽培の研修に入る予定になっている方でありまして、住居を長科地区に借りる予定となっております。以上です。

○議長（藤田修一君） 7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 15ページ、お願いします。

8款22節除排雪構造物破損補償費159万1,000円計上されております。これは当初予算で200万円見えていますので、これで合計で359万1,000円、360万円、そして先ほど12件、1件当たり大体30万円ぐらいの破損事故があったというふうに見えますけれども、主にどういう、ブロック塀が壊れたとか、その破損された物件、主なものを教えていただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 12件の内訳ですけれども、雪解けとともに発見された場所とあります。まず、よもつと団地の竹垣等の修理、それが29万9,160円、あと中沢地区のL型側溝の補修ということで10万5,840円、あと雪を押しした理由で高根地区の水田に石が入って、それを拾うと、その内容で9万3,960円、あと浄水場の道路脇の水田に雪を押しして、雪とともに碎石も押しして、それを拾う作業で18万1,440円等々で12件で159万1,000円を支出していると。200万円のうち、既に150万円を支出してましたので、残りの40万円ぐらいしかないということで、まずはこれから次のシーズンに対応するため、200万円にまず予算を戻すというか、補正するという内容になっています。以上であります。

○議長（藤田修一君） 7番木村 修君。

○7番（木村 修君） ということは平成27年度の冬、ことし平成27年度の冬期間の除雪で破損した額は実はトータルで幾らぐらいになっているのか。平成27年度の冬のみで破損に充てた費用というか、もう既に6月ですので、破損した箇所もわかって、今、報告したとおりでと思いますけれども、それ分、それだけ全部合わせた場合、幾らぐらいになったのか、お聞きします。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 大変申しわけございませんでした。

平成27年度の除排雪費の補償補填及び賠償金の額でありますけれども、26件、373万6,800円になっております。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 14ページです。海水浴場施設修繕料というふうになっていて、これにちょっと関連してお聞きしたいと思います。

海水浴場の離岸堤のところが多分昨年だと思えますけれども、重機で砂を掘ったと。離岸堤に行けないように砂を掘ったわけですが、それがやはり自然現象でまた砂が戻ってしまったとっております。これは幾ら機械で掘っても、自然現象、砂州の現象でまたもとに戻ってしまうので、幾ら離岸堤に行けないようするために機械で砂を掘ったとしても無駄だと思えますけれども、ことしはどういうふうになっているのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） ことしにつきましては、昨年、議員がおっしゃいましたとおり、掘削した部分が1回やませが来ると短期間で埋まってしまうということを踏まえ、ことしは離岸堤まで続いている砂浜は掘削しない予定となっております。そのかわり、北側と南側に砂浜が分かれて泳ぐ人たちが両面泳げる形になるので、そうすると、監視の部分でなかなか難しい部分がありますので、南側の砂浜、海域で泳ぐような形で、北側については、こちらで泳がないなどの遊泳禁止などの看板を立てて対応したいと考えております、ちょっと図面を描かないと難しいんですけれども。わかりますか、北側については遊泳禁止と、南側だけで泳ぐ形で掘削はしないという形で考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） これは予算にはないことなので、恐縮でありますけれども、事故

防止のためには、離岸堤に、県に要請をして、柵などを設ける必要が私はあると思います。今、掘削しても無駄なので、子供たちが離岸堤に自由に行ける状態になっているわけで、あそこの沖のほうは丸いテトラポットで非常に滑りやすいし、万が一足を滑らせて、テトラポットの下に落ちてしまいますと、子供の力では脱出できないような状況になっています。恐らく、はかったわけではありませんが、水深も5メートル以上はあって、大人でも危険な状態なわけですね。ですから、離岸堤にステンレス等でさびない柵をつけるなどして、一応ここからは入ってはいけませんよというふうにやらないと、今後の事故が心配なわけです。昨年、おとし死亡事故があつたわけですから、この辺を村長にお願いして、県に要請できないのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 実際に事故が起きて、その後、村で看板で危険という呼びかけをしています。県にこれも要請は一度はしたんですけども、県のほうが難色したというわけではないですが、「すぐやることができない」と言ったものですから、それだったら、もう臨時的にこちらが村がやろうということで、今やっているわけです。もう一度、県にその部分、打ち合わせをして、県ができる部分、村がやる部分を決めてやりたいと思います。

ただ、私も見ている限り、現状でございますけれども、何ぼ柵をやっても、何をやっても、入っていく方が絶えません。囲ってしまってあそこに上がれないようにするという方法になるのか、その方法についてはちょっと県のほうと話をしながら進めさせていただきたい。ただ、それ以上のことについては、やっぱり個人責任もつくんだろうと思いますが、過去に交通事故と同じで、こういうことで事故がありましたので、近づかないでくださいということで案内表示はしたほうがいいというふうに私は思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 15ページ、8款の15節工事請負費1,000万円、先ほど課長から今年度中にと言ったのか、ことし中にと言ったのか、ちょっと聞き漏らしたんですけども、工事開始時期はいつごろになるのか。そして、来年の3月31日までに完成するということなのか、確認したいと思います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 当然今の予算が可決になりましたら、詳細設計をまずします。

ということによって、詳細設計ができましたら、用地測量図等も出まして、実際それはどういう道路で、その所有者の土地が幾らまず道路になるか。それで、当然それは用地買収をして用地交渉をして、道路の部分とまず個人の部分で折り合いがついて登記完成して、工事になっていくかと思えます。

いずれにしても、私たちが考えているのは、その用地交渉も順調に進んで、雪が降らないうちにできれば工事を完成させたいという思いではあります。しかしながら、測量関係、用地交渉、順調に進んでほしいわけですけれども、できれば3月31日までですけれども、私の考えとしては雪が降らないうちにできれば工事は完了させたいという思いであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第40号 平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）案

○議長（藤田修一君） 日程第2、議案第40号平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第40号、平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算総額に971万7,000円を追加し、予算総額を5億3,261万4,000円とするものでございます。

6 ページ、お開き願います。

1 目一般管理費の13節委託料に162万円を計上しておりますが、これは国保のシステム改修委託料でございます。国庫補助率100%でございます。また、人事異動に伴う人件費につきましても、所要の予算措置を講じており、歳入歳出それぞれ971万7,000円を増額しております。

なお、歳入につきましては、国庫補助金と一般会計からの繰入金で歳出対応財源額を計上してございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号 平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)案

○議長（藤田修一君） 日程第3、議案第41号平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 議案第41号、平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額に26万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億188万4,000円とする。

6 ページをお開き願います。

歳出、一般管理費になります。2節給料から19節負担金補助及び交付金まで、人件費にそれぞれ増減が生じたため、補正をするものです。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案

○議長（藤田修一君） 日程第4、議案第42号平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第42号、平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度蓬田村介護保険特別会計予算（第1号）案は、既定の予算総額に59万5,000円を追加し、予算総額を4億8,511万7,000円とするものでございます。

6ページ、お開き願います。

1目一般管理費に59万5,000円を計上しておりますが、これは人事異動に伴う人件費の増額でございます。

なお、歳入につきましては、一般会計からの繰入金で歳出対応財源額を計上してございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（藤田修一君） 日程第5、議案第43号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、議案第43号につきまして、私から提案をさせていただきます。

蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

蓬田村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

記、東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元646番地3。佐井靖子さんです。昭和47年7月14日生まれです。

提案理由としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について議会の同意を得るために提案するものでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤田修一君） これより議案第43号を採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（藤田修一君） ただいまの出席議員は7名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番坂本 豊君及び7番木村 修君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(藤田修一君) 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記入願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) なしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(藤田修一君) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

それでは、職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長(坂本勝教君)

1番小鹿重一議員。(はい。)

2番久慈省悟議員。(はい。)

3番森 弘美議員。(はい。)

4番柿崎裕二議員。(はい。)

5番坂本 豊議員。(はい。)

7番木村 修議員。(はい。)

8番藤田修一議員。(はい。)

○議長(藤田修一君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。5番坂本 豊君、7番木村 修君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(藤田修一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数7票。うち賛成7票。反対0票。

以上のとおり全員賛成です。よって、議案第43号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(藤田修一君) 暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

○議長(藤田修一君) 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ただいま坂本 豊君からよもぎたアシスト株式会社の調査に関する決議が提出されました。

よもぎたアシスト株式会社の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、よもぎたアシスト株式会社の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1 発議案第1号 よもぎたアシスト株式会社の調査に関する決議案

○議長(藤田修一君) 追加日程第1、よもぎたアシスト株式会社の調査に関する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。坂本 豊君。

○5番(坂本 豊君) よもぎたアシスト株式会社の調査に関する決議(案)について、ご説明申し上げます。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおりよもぎたアシスト株式会社の事務に関する調査を行うものといたします。

記

1、調査事項

- (1) よもぎたアシスト株式会社の事務に関する調査
- (2) よもぎたアシスト株式会社指定管理料に関する調査

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により、委員会7人で構成するよもぎたアシスト株式会社の調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限をよもぎたアシスト株式会社の調査特別委員会に委任する。

4、調査期限

よもぎたアシスト株式会社の調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査費用

本調査に要する経費は、50万円以内とする。

理由として、よもぎたアシスト株式会社への指定管理料で使途不明金を調査するためであります。

以上、議員の皆様にはぜひともご賛同していただくようお願いを申し上げ、説明いたします。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 私はこの設置に反対です。きのうの久慈議員の一般質問の中でもありましたけれども、銀行からの借り入れの写しとか、そういうのを出せば使途不明金はないと思われます。

よって、私はこの設置に反対します。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 私もこの提案には反対いたします。先日の一般質問でも2人の議員の方から800万円の借り入れ、アシストの借り入れの件に質問があり、村長からの答弁を聞いたところ、借り入れに至るまでの銀行のほうと話をして、不正なく借り入れを

していると。そういった面でも、説明のとおりで、何らそこに不明な点はないときのうの質問の中でも思いますので、私は反対をします。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これよりよもぎたアシスト株式会社の調査に関する決議を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、よもぎたアシスト株式会社の調査に関する決議案は、可決されました。

日程第6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（藤田修一君） 日程第6、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 今6月議会は、当初予算から3カ月しかたっていないわけですが、いろいろと懸案の事項もございまして、道路の事業とか、いろいろな事業を計上させていただきました。議員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい時期ではございますけれども、いろいろと真剣なご討議をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただ、私、一般質問でも十分に説明したつもりではございますが、アシスト株式会社に対する使途不明金という言葉が使われたことに対しては、ちょっと自分もショックを受けてございますけれども、これに協力して私も進めたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

議会を閉会するに当たってということでございますので、今後とも皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これをもちまして、平成28年第2回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時56分 閉会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員